

令和3年4月1日

松山市長 野志 克仁

道後温泉別館 飛鳥乃湯泉及び椿の湯に係る使用料等の徴収・収納の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）第53条の規定に基づき、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉及び椿の湯に係る使用料等の徴収・収納について、指定管理における協定の中で、指定管理者に徴収・収納委託を行ったので、松山市財務会計規則第55条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

記

施設名称： 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉及び椿の湯

徴収・収納委託する収入金

- ・浴場使用料
- ・月受使用料
- ・道後温泉事務所施設内器具使用料
- ・物品売払代金

受託者の名称等 松山市道後湯之町6番8号  
道後温泉コンソーシアム  
理事長 新山 富左衛門

委託の期間： 令和3年4月1日から令和6年3月31日